

1 学年 第1学年

2 教材 高等学校 新現代社会

3 科目名 現代社会

4 単元名 基本的人権の保障

5 単元指導計画

- | | | |
|-----------|----------------------------|------------------|
| (1) 平等権1 | 法の下での平等の考え方はどのようなものか | ・・・・・・・・ 1時間（本時） |
| (2) 平等権2 | 平等な社会は実現しているか（ケーススタディを中心に） | ・・・・・・・・ 1時間 |
| (3) 平等権3 | 条件的平等について考える | ・・・・・・・・ 1時間 |
| (4) 自由権1 | 精神的自由はなぜ守られなければならないのか | ・・・・・・・・ 1時間 |
| (5) 自由権2 | 身体的自由はなぜ守られなければならないのか | ・・・・・・・・ 1時間 |
| (6) 社会権 | 国家はどこまで国民を守らなければならないのか | ・・・・・・・・ 1時間 |
| (7) 新しい人権 | 現代社会においては、どんな人権が必要なのか | |

6 評価の観点と評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技 能	知識・理解
・自由・権利と責任、平等など人権に対する関心が高まっている。 ・民主政治の基本原則である基本的人権の尊重について関心を高め、主権者として自らの問題として追求しようとしている。	・人権に関する実際の裁判例やケーススタディにおいて、どう判断するべきかを、主権者として自ら考察し、公正に判断し、表現しようとしている。 ・平等や自由など人権に関して、幸福・正義・公正などを用いて、多面的多角的に考察し、社会の変化や様々な考え方を踏まえて公正に判断し、表現している。	・写真・絵などからその意味すること、背景を読み取ろうとしている。 ・憲法の条文や判例についての情報を様々なメディアを通して収集する。 ・収集した資料を自らの考えをまとめることに活用しようとしている。	・人権規定がなぜ憲法に定められているのか、なぜ重要なのか、基本的考え方を身に付けている。 ・基本的人権の具体的内容及び判例を理解し、その知識を身に付けている。 ・民主主義の目標は、基本的人権の尊重であることを認識し、その考え方を身に付けている。

7 本時の目標

- ① 憲法14条で保障する「法の下での平等」の考え方は、法的には、絶対的平等、実質的平等（結果の平等）ではなく、相対的平等、形式的平等（機会の平等）であることを理解する。
- ② 現在の日本、世界は平等な社会が実現しているか、差別はないのか、を考察する。そのうえで、平等な社会の実現に向けてどのような取組が行われているのか、考える。
- ③ アクティブ・ラーニングの手法を利用することで、生徒の言語活動の充実を図る。

アクティブ・ラーニングについては、中央教育審議会答申（2012）で、「教員による一方的な講義式式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学習者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」と広い意味で定義している。そして、中央教育審議会諮問（2014）「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」において、「課題の発見と解決に向けて主体的・協同的に学ぶ学習」を「いわゆるアクティブ・ラーニング」と定義して、『『どのように学ぶか』という、学びの質や深まりを重視することが必要』と述べている。

私は、講義、視聴覚教材、ロールプレイ、シミュレーション、ブレインストーミングなど様々なアクティブ・ラーニングの手法を学習活動に導入し、生徒が主体的に授業に参加し、課題発見や問題解決、自らの意見形成を行う授業展開を考えている。そして、最終的には自分が考えたことを表現することが重要になり、アクティブ・ラーニングの手法の授業は、生徒の言語活動の充実にもつながるとも考えている。

8 本時の展開

時間	学習内容 学習活動	学習活動の支援・指導上の留意点 観 点 別 評 価
導 入 5 分	・学習課題の確認 ・「バナナの輪」「ヘイトスピーチ」の写真について考え、本時の学習課題が平等権と差別であることを確認する。	・スライドを利用し、生徒に発問をしながら興味・関心をひく。(スライド1～5) ・本日の学習課題を板書し、学習課題が何かわかるようにする。 ・プリント1、ワークシート配付 ・写真から問題を読み取ることができる。 【技能】(観察) ・写真に関心を持つことができたか。 【関心・意欲・態度】(観察)
展 開 40 分	1. 法の下での平等の考え方 ・考えてみようを利用して、憲法14条「法の下での平等」について理解する。	・形式的平等(機会の平等)と実質的平等(結果の平等)の違いを理解させる。 ・合理的な区別と不合理な差別の考え方を理解させる ・学んだ考え方を利用し、自分なりに考えることができたか。 【思考・判断・表現】(ワークシート、指名)
	2. 平等について考えてみよう ・いくつかの事例が憲法の平等の考え方から許されるか、差別ではないのか、考察する。 ・現在の憲法に基づいた考え方を提示する。	・ワークシートを利用する。 ・スライド6～8を利用し興味をひく。 ・4人1組の班を作成し、班で差別なのか、合理的区別なのか、を考える。 ・自分なりに考えることができていますか。 ・班のメンバーと話し合うことができたか。 【思考・判断・表現】(ワークシート)
	<考えてみよう> 憲法の考え方から許されるかどうか、差別ではないか。 事例案①ある遊園地のジェットコースターは、60歳以上は乗れない。 ②ある企業では、女性社員しか育休を取得することはできない。 ③ある温泉では、外国人お断りの張り紙がされている。 などいくつかの事例について考える。	
	3. ケーススタディ(非嫡出子相続問題) ・非嫡出子についてのケーススタディについて発表する。 ・他者の考えを4人1班の班で知り、自分の考えと比べる。	・身近な登場人物を利用して興味・関心をひき、考えやすいように選択肢をつくる。 ・スライド9～16を利用し、興味をひく。 ・学んだ考え方を利用し、相続をどうするのか、考えることができたか。 【思考・判断・表現】(ワークシート、指名)
	<ケーススタディ>サザエさん(長谷川町子美術館) 一家で考えてみよう! (選択肢作成) サザエさんの夫、フグタマスオさんは転勤で海外に単身赴任。赴任先の外国人の女性(シャチさん)との間に女の子(サーモンちゃん)が生まれ、マスオさんは認知。タラちゃんとサーモンちゃんの相続をどう考えるか。	

	4. 法の下での平等について最高裁判決の紹介 ・非嫡出子の最高裁判決の変化を学ぶ。(判断も時代によって変化することを理解する。)	・わかりやすく、簡潔に説明する。 ・スライド17～19を説明に利用する。 ・裁判の事例について理解したか。 【知識・理解】 (ワークシート、テスト)
	5. 疑問の提示 (認知されていない子の問題) ・認知されていない子は、最高裁判決でも相続権がないことを知り、自分なりに考える。	・プリント2配付 ・スライド19, 20を利用し、興味をひく。 ・必ずしも結果として平等でないことを伝え、どうあるべきか、班で相談する。 ・平等であることの難しさを感じることができ、どうあるべきか、考えることができたか。 【知識・理解】 【関心・意欲・態度】 <疑問：ケーススタディの追加> (選択肢作成) マスオさんには、学生時代の恋人(コイさん)との間に女の子(金魚ちゃん)が生まれていたことがわかった。金魚ちゃんの相続をどう考えるか。マスオさんは、金魚ちゃんを認知していない。
まとめ 5分	・学んだことをカルタ(型)を利用して、まとめる。3段階思考法(フィンランド・メソット 超「読解力」田中博之)を参照にして作成したカルタでまとめ、ワークシートに記入する。 (年間をとおして、授業の最後に、3段階思考法を繰り返し行い、訓練していく。)	・ワークシート「私は非嫡出子相続差別について」は、【1】と考える。まず、【2】である。次に【3】である。最後に(従って、このように)【4】と考える。」を利用し、【1】には自分考えを、【2】【3】にはその根拠を示し、【4】でまとめる。 【思考・判断・表現】(ワークシート)

現代社会授業指導案 1 スライド解説

導入スライド1～5 差別の事例・ヘイトスピーチ（バナナの輪など）

導入においては、スライドを使い、時事的で生徒が興味を持てる内容を取り上げる。授業を実施した時期は、サッカー関係が話題になっていたので取り上げた。

スライド1 ヨーロッパのブラジル人選手に対する差別（グラウンドへのバナナ投げ込み）の写真。

＊発問「これがなぜ差別なのか？」

・・・事件について背景も含め説明

スライド2 差別事件に対するサッカー選手の抗議行動（バナナを食べる）の写真（日本代表の長友選手も含む）

＊発問「なぜみんなバナナを食べているの？」

・・・抗議の意味であることを説明

スライド3 横浜マリノスのサポーターがブラジル人選手にバナナを振っている写真

＊発問「これはどこの写真？」

・・・日本でも起こっていることを説明。（スライド4を使用）

スライド4 横浜マリノスのサポーターがブラジル人選手にバナナを振っている事件の新聞記事。

スライド5 浦和レッズのサポーターによる差別行為の写真（「ジャパニーズ・オンリー」の垂れ幕）

＊発問「JAPANESE ONLY」の垂れ幕の意味は？

・・・事件の背景やその後の展開も説明（無観客試合など）

展開2 スライド6～8 考えてみよう1に使用

特にスライドがなくてもよいが、あることで興味を引いたり、わかりやすくなるので活用。

スライド6 ジェットコースターの写真。

・・・ジェットコースターの年齢制限は認められるかの事例で活用。

スライド7 北海道小樽市の温泉施設での差別行為（「ジャパニーズ オンリー」の張り紙。）

スライド8 北海道小樽市の温泉施設での差別行為（「ジャパニーズ オンリー」に賠償命令の新聞記事

・・・温泉施設の外国人お断りは認められるかの事例で活用。

展開3 スライド9～16 考えてみよう2 に使用

特にイラストがなくても問題ないが、イラストを利用することで興味を引いたり、理解しやすくする。

＊サザエさんのキャラクター及び自分でつくったキャラクターの顔のイラストを入れることで興味をひく。

スライド9 サザエさん

スライド10 家系図

スライド11 マスオさん

スライド12 タラちゃん

スライド13 シャチさん

スライド14 マスオさん

スライド15 サーモンちゃん

スライド16 タラちゃん

展開4 スライド17～19 考えてみよう2 解説に使用

婚外子差別の新聞記事を解説に利用。

スライド17 婚外子差別の違憲判決の新聞記事

スライド18 婚外子相続の具体的事例

スライド19 婚外子相続の新聞記事（外国の状況）

まとめ スライド20～21 考えてみよう3 に使用

特にイラストがなくても問題ないが、イラストを利用することで興味を引いたり、理解しやすくする。

＊サザエさんのキャラクター及び自分でつくったキャラクターの顔のイラストを入れることで興味をひく。

スライド20 コイさん

スライド21 金魚ちゃん

現代社会ワークシート

年

組

番

名前（

）

私は非嫡出子相続差別については、

1

と考える。

まず、（一つめの根拠は）

2

である。

次に、（2つめの根拠は）

3

である。

最後に（従って、このように）

4

と考える。